

世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 昭和53年12月15日規則第65号 改正 昭和58年5月31日規則第26号 令和4年1月31日規則第4号 中略 令和5年2月28日規則第6号 令和6年3月5日規則第16号 <u>令和7年1月31日規則第4号</u> 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 第3条 条例第6条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は第1号様式による。 （標識の設置期間） 第5条 中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）に係る標識の設置期間は、次の各号のいずれかに掲げる手続（2以上の手続をする場合は、最初の手続）をしようとする日（以下「確認申請等予定日」という。）の少なくとも15日前（特定建築物にあっては、60日前）から当該中高層建築物等の建築又は条例第2条第4号に規定する建築物の特定建築物への用途の変更（以下「特定建築物への用途の変更」という。）に係る工事が完了した日（以下「工事完了日」という。）までの間とする。 （1）法第6条第1項に規定する確認の申請（法第87条第1項において準用する場合における確認の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）	○世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 昭和53年12月15日規則第65号 改正 昭和58年5月31日規則第26号 令和4年1月31日規則第4号 中略 令和5年2月28日規則第6号 令和5年2月28日規則第6号 世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 第3条 条例第6条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は<u>別記</u>第1号様式による。 （標識の設置期間） 第5条 中高層建築物及び特定建築物（以下「中高層建築物等」という。）に係る標識の設置期間は、次の各号のいずれかに掲げる手続（2以上の手続をする場合は、最初の手続）をしようとする日（以下「確認申請等予定日」という。）の少なくとも15日前（特定建築物にあっては、60日前）から当該中高層建築物等の建築又は条例第2条第4号に規定する建築物の特定建築物への用途の変更（以下「特定建築物への用途の変更」という。）に係る工事が完了した日（以下「工事完了日」という。）までの間とする。 （1）法第6条第1項に規定する確認の申請（法第87条第1項において準用する場合における確認の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。）を含む。）

改正後	改正前
(2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出(法第87条第1項において準用する場合における書類の提出(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。) (3) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請 (4) 法第18条第2項に規定する計画の通知(法第87条第1項において準用する場合における計画の通知(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。) (5) 法第18条第5項に規定する構造計算適合性判定に係る通知 (6) 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までの各項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請 (7) 法第3条第1項第4号、法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第115	(2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出(法第87条第1項において準用する場合における書類の提出(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。) (3) 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の申請 (4) 法第18条第2項に規定する計画の通知(法第87条第1項において準用する場合における計画の通知(特定建築物への用途の変更に係るものに限る。))を含む。) (5) 法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に係る通知 (6) 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までの各項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請 (7) 法第3条第1項第4号、法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条第1項若しくは第2項、法第86条の2第1項、法第86条の6第2項、法第86条の8第1項、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第115

改正後	改正前
条の2第1項第4号ただし書、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第4項ただし書の規定による認定の申請又は法第87条の2第1項の規定による認定の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。） (8) 法第3条第1項第3号に規定する指定の申請 (9) 法第58条第1項に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は特例認定の申請 (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項に規定する計画の認定の申請及び同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請並びに同法第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請及び同条第5項において準用する同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請 (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請 (12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画の認定の申請、同法第7条第1項に規定する認定建替計画の変更の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請 (13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請又は同法第18条第1項に規定する許可の申請 (14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定	条の2第1項第4号ただし書、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第144条の4第1項第1号ホ、第2号ただし書若しくは第4号ただし書若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第4項ただし書の規定による認定の申請又は法第87条の2第1項の規定による認定の申請（特定建築物への用途の変更に係るものに限る。） (8) 法第3条第1項第3号に規定する指定の申請 (9) 法第58条第1項に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可又は特例認定の申請 (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項に規定する計画の認定の申請及び同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請並びに同法第22条の2第1項に規定する計画の認定の申請及び同条第5項において準用する同法第18条第1項に規定する計画の変更の認定の申請 (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請 (12) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画の認定の申請、同法第7条第1項に規定する認定建替計画の変更の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請 (13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請又は同法第18条第1項に規定する許可の申請 (14) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請又は同法第55条第1項に規定

改正後	改正前
する変更の認定の申請 (15) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可申請 (16) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請 (17) 世田谷区環七に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年9月世田谷区条例第56号）第11条に規定する許可の申請 (18) 世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年3月世田谷区条例第30号）第13条に規定する許可の申請 (19) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）第8条第1項ただし書若しくは別表第3ア欄若しくはイ欄に規定する認定の申請又は同条例第15条第2項若しくは第16条各号に規定する許可の申請 (20) 世田谷区特別工業地区建築条例（平成16年3月世田谷区条例第22号）第2条ただし書に規定する許可の申請 (21) 世田谷区国分寺崖(がい)線保全整備条例（平成17年3月世田谷区条例第14号）第10条第1項に規定する許可の申請 (22) 世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第19号）第4条第1項に規定する許可の申請 (23) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条に規定する認定の申請	する変更の認定の申請 (15) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可申請 (16) 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第3項、第3条第1項ただし書、第4条第3項、第5条第3項、第8条の19第1項、第10条第4号、第10条の2第1項ただし書、第10条の3第2項第2号、第17条第3号、第21条第2項、第22条ただし書、第24条ただし書、第32条ただし書、第41条第1項ただし書、第52条又は第73条の20に規定する認定の申請 (17) 世田谷区環七に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年9月世田谷区条例第56号）第11条に規定する許可の申請 (18) 世田谷区環八に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年3月世田谷区条例第30号）第13条に規定する許可の申請 (19) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）第8条第1項ただし書若しくは別表第3ア欄若しくはイ欄に規定する認定の申請又は同条例第15条第2項若しくは第16条各号に規定する許可の申請 (20) 世田谷区特別工業地区建築条例（平成16年3月世田谷区条例第22号）第2条ただし書に規定する許可の申請 (21) 世田谷区国分寺崖(がい)線保全整備条例（平成17年3月世田谷区条例第14号）第10条第1項に規定する許可の申請 (22) 世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第19号）第4条第1項に規定する許可の申請 (23) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）第14条に規定する認定の申請

改正後	改正前
(24) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）第17条に規定する認定の申請 (25) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請 (26) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請 (27) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する認定の申請又は同法第31条第1項に規定する変更の認定の申請 2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物（特定建築物を除く。）又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の適用がある中高層建築物（特定建築物を除く。）に係る標識の設置期間は、確認申請等予定日の少なくとも30日前から工事完了日までの間とする。 （あっせんの開始） 第12条 区長は、条例第8条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、第7号様式により当事者に通知するものとする。 （あっせんの打ち切り） 第13条 区長は、条例第9条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、第8号様式により当事者に通知するものとする。 （調停移行の勧告等） 第14条 区長は、条例第10条第1項の規定により調停への移行を勧告するときは、別記第9号様式により当事者に通知するものとする。	(24) 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）第17条に規定する認定の申請 (25) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）第17条第1項ただし書、第17条の2第1項ただし書、第17条の3ただし書、第17条の4第1項ただし書、第17条の5第3項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の2第1項に規定する認定の申請 (26) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項に規定する許可の申請 (27) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する認定の申請又は同法第36条第1項に規定する変更の認定の申請 2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、高さが15メートルを超える中高層建築物（特定建築物を除く。）又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）の適用がある中高層建築物（特定建築物を除く。）に係る標識の設置期間は、確認申請等予定日の少なくとも30日前から工事完了日までの間とする。 （あっせんの開始） 第12条 区長は、条例第8条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、別記第7号様式により当事者に通知するものとする。 （あっせんの打ち切り） 第13条 区長は、条例第9条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、別記第8号様式により当事者に通知するものとする。 （調停移行の勧告等） 第14条 区長は、条例第10条第1項の規定により調停への移行を勧告するときは、別記第9号様式により当事者に通知するものとする。

改正後	改正前
2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、第10号様式により区長に届け出なければならない。 (調停の開始) 第15条 区長は、条例第10条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、第11号様式により当事者に通知するものとする。 (調停案の受諾勧告) 第16条 区長は、条例第10条第4項の規定により調停案の受諾を勧告するときは、第12号様式により当事者に通知するものとする。 2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、第13号様式により区長に届け出なければならない。 (調停の打ち切り) 第17条 区長は、条例第11条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたときは、第14号様式により当事者に通知するものとする。 (出頭の求め) 第20条 区長は、条例第13条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴くときは、第15号様式により当事者に通知するものとする。 (関係図書の提出の求め) 第21条 区長は、条例第14条の規定により関係図書の提出を求めるときは、第16号様式により当事者に通知するものとする。	2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、別記第10号様式により区長に届け出なければならない。 (調停の開始) 第15条 区長は、条例第10条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、別記第11号様式により当事者に通知するものとする。 (調停案の受諾勧告) 第16条 区長は、条例第10条第4項の規定により調停案の受諾を勧告するときは、別記第12号様式により当事者に通知するものとする。 2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、別記第13号様式により区長に届け出なければならない。 (調停の打ち切り) 第17条 区長は、条例第11条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたときは、別記第14号様式により当事者に通知するものとする。 (出頭の求め) 第20条 区長は、条例第13条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴くときは、別記第15号様式により当事者に通知するものとする。 (関係図書の提出の求め) 第21条 区長は、条例第14条の規定により関係図書の提出を求めるときは、別記第16号様式により当事者に通知するものとする。
附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第27号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式及び第5号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するもの	

改正後	改正前
<u>は、当分の間、修正して使用することができる。</u>	